

令和4年度 第3回 長野市社会福祉審議会 会議録

日 時	令和5年2月7日（火） 午後1時30分～午後2時30分
会 場	長野市役所第二庁舎 10階 講堂
出席者	委員 21名 うちオンライン（Zoom）による参加者6名（欠席者6名） 事務局 7名 報道関係者 2社
次第	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1)答申事項</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 長野市子どもの貧困対策計画の策定について (3福政第84号 令和3年4月21日諮問)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 令和5年度長野市の保育所等保育料（利用者負担）について (4福政第141号 令和4年5月31日諮問)</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 子どもの福祉医療制度の在り方について (4福政第663号 令和4年10月4日諮問)</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>
議事	<p>3 議事</p> <p>(1)答申事項</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 長野市子どもの貧困対策計画の策定について (3福政第84号 令和3年4月21日諮問)</p> <p>児童福祉専門分科会長から、資料No1のとおり審議結果について報告、事務局 子育て家庭福祉課長から補足説明があった。</p> <p style="text-align: center;">【質疑応答】</p> <p style="padding-left: 2em;">＜委員＞</p> <p>資料No1のp.70の25拠点となる子どもの居場所整備事業について、令和4年度新規事業ということで、拠点を継続的に開設するために必要な事業費等について一定の補助を行うとのことだが、具体的な内容を教えていただきたい。</p> <p>また、p.78の54 要支援母子栄養食品支給事業について、体重制限ありとのことだが、この意味を教えていただきたい。</p> <p>また、p.99の42 子ども家庭総合支援拠点について、住民により身近な場</p>

所で、児童虐待の状況に応じた各種相談や家庭への支援を行うとあるが、住民により身近な場所について、具体的に教えていただきたい。

また、p.96の69「生理の貧困」問題への対応について、具体的にどんな事業を考えているか教えていただきたい。

<事務局>

拠点となる子どもの居場所整備事業について、補助を利用するにあたり、利用する子どもの属性を限定しないこと、常設でいつでも利用できる拠点があるということ、地域や学校と連携して情報共有ができること、多種多様な子どもの見守りや支援に繋がるような複数の事業に取り組むこと等の条件を付している。具体的には現在、三本柳の“にっこりひろば”を対象とし、その維持経費の一部を補助し、事業の継続を図っている。

要支援母子栄養食品支給事業について、医師の診察に基づいて、栄養補給が必要とされた乳幼児に対して、必要な粉ミルク等を給付するものである。

子ども家庭総合支援拠点について、平成30年頃から全国で児童虐待による死亡案件が発生したことを背景として、政府として児童虐待の防止の強化の取組が進められ、長野市では令和2年度から開始した事業である。県の児童相談所では、措置や一時保護等の介入を行うのに対して、市は子どもや親に対して支援を行っていくという位置付けである。住民のための身近な相談の窓口として、特に電話による相談受付体制を強化し、心理職や家庭児童相談員等の専門職がチームとなり速やかに対応している。

「生理の貧困」問題への対応について、商工会議所の女性会が各企業で寄付を募って頂き、その寄付により生理用品を市に頂戴している。子育て家庭福祉課、福祉政策課、人権・男女共同参画課、まいさぼ長野市の窓口に生理用品を置き、経済的に生理用品を購入することができない方に、渡している

<委員>

拠点となる子どもの居場所整備事業について、1か所では、広い長野市をカバーするのは難しいと思われる。また、民間の力で居場所を維持していくのは大変なことだ。行政のより踏み込んだ支援をお願いしたい。

「生理の貧困」問題への対応について、窓口で配布するのも悪くはないが、例えば男性のひとり親の場合は窓口でもらうのは難しい。生理用品は学校にトイレットペーパーと同じように置いてあるのが望ましいと思うので、強く要望したい。

<事務局>

生理用品について、母子生活支援施設や児童養護施設、こども食堂等とも協力して配布している。また教育委員会では、小中学校の保健室に設置しているほか、今月からはトイレにも設置することを試行的に始めている。

<委員>

NPO 活動を通じて子どもの居場所の運営をする中で、不登校の生徒に関して学校側とやりとりをした際に、生徒のご家庭に借金等がある貧困状態であることを、学校側はあまりご存じでなかった。貧困という目に見えない部分について、学校はどの程度把握しているのか。

<事務局>

我々も貧困の家庭や子どもにアプローチするということは難しい面があると考えている。地域に出向いて、出前講座等を通じて、子どもの貧困やヤングケアラーの社会的な認知度を高めていきたい。

他の自治体では、アセスメントシートのようなものを使って、貧困家庭の可能性のある子どもについて、注意して見守っていきましょうということを行っている。今後の取組の中で、学校の先生や地域で活動されている方にそうしたアセスメントシートを活用してもらうことも検討していきたい。

<委員>

貧困であることを本人たちが意識できていない場合もある。また市の就学援助を受けようとしたときに、書類を読むことが苦手なため、なかなか申請できない親もいるということをお伝えする。

<委員>

既に生活保護を受けていたり、非課税世帯であったりする家庭はそれなりに手厚い支援を受けており、子どもにもそれなりに支援は届いている。一方で、その一歩手前にいる家庭では、病院に行くために仕事を休み、医療費をその場で支払わないといけない状況にある。さらに、子どもが成長して最もお金がかかる時期に、経済的に破綻しそうになる家庭があることを考えたときに、今現役で働いている親に対して学費や保育料等の支援があればありがたい。

<事務局>

令和3年度にアンケートを実施し、またNPO法人や学校の先生方にヒアリング調査を実施した。その中で、親の体調が悪くても仕事を休むことができないため、医療機関を受診することができず、さらに体調を崩してしまうケースがあるという意見もあった。この状況については、今後の施策の展開を来年度以降に検討していきたい。また、ひとり親家庭の就業面の課題は、社会全体で考えていかないといけないことであり、民間企業等との相互連携を通じて状況を改善させていきたい。

<委員>

p. 11 からの市民アンケート調査について、「困窮家庭」「周辺家庭」「一般家庭」と分けて分析しているが、必ずしも比例の分布を示しておらず、周辺

家庭も注視していく必要がある。

また、p70 23 ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業について、対象が小学4年生からとなっているが、学習習慣を身に付けさせるという意図であればできるだけ早い方がよいと考える。なぜ、小学4年生からなのか。

<事務局>

経済的に困窮している家庭のみが貧困ではないという考え方を持っている。子どものウェルビーイング、幸せな状況が大切と考えており、それが損なわれている状況が、子どもの貧困であるという発想で計画を策定した。そういった視点で、周辺家庭について今後も注視していきたい。

また、ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業について、対象を小学4年生からとした要因として、小学校1年生と6年生が一緒に集まった状態では、例えば、先生が一人ひとりの状況を見るのが難しいこと、また同じ授業時間では1年生は途中で飽きてしまうこと等が挙げられる。4年生になれば、6年生と一緒に授業を受けられると判断した。ただ、利用者との間でのニーズにミスマッチがあるという認識があり、今後検討していきたい。

<委員>

p. 64 からの第4章について、例えば13 スクールソーシャルワーカー活用、14 スクールカウンセラー活用、15 特別支援教育支援員の配置、20 医療ケア看護職員の配置、等の事業について、「活用」「配置」「派遣」等のうち、どの言葉が適切な表現なのか再考していただきたい。

<事務局>

表現の仕方について、個別に教育委員会に確認し、修正すべきところは修正したい。

イ 令和5年度長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

（4福政第141号 令和4年5月31日諮問）

児童福祉専門分科会長から、資料No2のとおり審議結果について報告があった。

【質疑応答】なし

ウ 子どもの福祉医療制度の在り方について

（4福政第663号 令和4年10月4日諮問）

児童福祉専門分科会長から、資料No3のとおり審議結果について報告があった。

<委員>

受給者負担金の導入の目的について教えていただきたい。

<事務局>

福祉医療制度については、県の補助事業であり、県の福祉医療制度のあり方検討会、給付事業の検討会等を開催しているところ、当初の受給者負担金については、1回あたり300円の負担であった。その後将来にわたって持続可能な制度とするために、平成21年10月から1回あたり500円の負担に変更した経緯がある。これを受けて、長野市においても、平成22年4月から1回あたり500円の負担となるよう社会福祉審議会において審議され、現在も継続しているところである。

<委員>

答申内容に「さらに検討していくことが必要」と記載されたことは良かった。子どもの貧困に関するアンケートを見ても、食べ物が買えない、公共料金が払えない、子どもの就学に必要なものが買えない等の意見が数多く見受けられる。500円を払えないために、子どもを病院に連れていけない家庭がある。子ども達が安心して暮らしていくことのできない社会は持続可能ではない。

<委員>

昨今、性感染症の被害が増えている。性的虐待が起きている中で、緊急避妊ピルが薬局では買えないという状況にある。できれば早急な課題として、中学生以上の子どもについて、性感染症等、妊娠のリスクの軽減に対する医療費の扶助のようなものを検討してもらいたい。

<事務局>

ご意見は、市保健所健康課に伝えさせていただきます。